

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

遺言の撤回

Q：私は、妻と子供3人で暮らしています。数年前に長男に遺産の大部分を残す旨の遺言をしましたが、最近長男の生活が荒れ出し、前途が不安ですので、この際、次男に多くのものを残すように遺言を書き換えたいと思っています。これは認められますか。

A：一度有効な遺言書を作成しても、遺言者は、いつでも、その遺言の全部又は一部を撤回することができます。

【解説】

遺言は、あくまでも死んだ時から効力を生じるのであって、それまでは、受遺者は何ら権利を持つものではありません。ですから、あなたの気持ちが変わって財産を次男の方に多く残してやりたいと思うのであれば、遺言を作り直せばよいのです。

遺言を撤回するには次のような方法があります。

- (1)前の遺言を撤回する旨の新しい遺言をする
新しい遺言は、前の遺言と同じ方式でなくてもかまいません。
- (2)前の遺言と抵触する遺言をする
死亡に近い後の遺言が優先することになります。遺言方式の違いを問いません。
- (3)前の遺言と抵触する生前行為をする
遺言の趣旨に反する行為があれば撤回があったとみなされます。
- (4)遺言者が遺言書を故意に破棄する
公正証書遺言については認められません。
- (5)遺言者が遺贈の目的物を故意に破棄する

